

## 1. はじめに♪

皆さん、明けましておめでとうございます。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗(きよむね)です。今年もよろしくお願いたします。

2013年11月号のレッスン6では、「意匠法」が保護する「意匠」として認められるために必要な条件の1つ、「視覚性」について、「小さな物品」のデザインは意匠ではないとした判例を挙げてお話ししました。

念のため、意匠法の規定を簡単におさらいしておくと、「この法律で『意匠』とは、物品……の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」(2条1項)と定義しています。ですから、視覚に訴えないものは意匠法上の意匠とは認められません。

前回のレッスンでは、粉砂糖1粒の形状のように肉眼で認識できない小さな物品のデザインは、この視覚性を備えないため意匠には当たらず、意匠法では保護されないということをお話ししたわけです。

今回は、前回の内容も踏まえて、意匠法における視覚性の条件のつながりで、物品の内側に施されたデザインは視覚性を備えて意匠を構成する要素になるか——という問題についてレッスンしていきます。

前回と今回のレッスンを通じて、皆さんには、意匠における視覚性の条件をマスターしていただきます。これで皆さんは意匠法の「名演奏家」にまた一歩近づいたことになるでしょう。

## 2. 物品の内部形態とは?

さて、およそ物品には外側と内側の両側があると考えられます。そうすると、物品のデザインにも、外側に施されるデザインもあれば、内側に施されるデザインもあるわけです。

例えば、私の大好きなピアノでいえば、屋根(上面)、前板(正面)、親板(側面)の各表面。そして脚といった部分がピアノの「外部形態」に当たります。一方で、鍵盤のふたを開くと現れる譜面板や鍵盤といった部分がピアノの「内部形態」に当たります。

私たちは通常、物品の内部には入らないので、意匠は物品の外側から観察するものであり、物品の内側から観察するものでないことは明らかです。

そうすると、ピアノという脚などの物品の外部形態は、ピアノの外側から観察できますから、ほとんどの場合には視覚性を備えています。

これに対して、ピアノという鍵盤などの物品の内部形態はどうでしょうか? 鍵盤のふたを閉じたままの状態、ピアノの外側から鍵盤を観察するのはちょっと困難です。

今回は、ある意匠が他の意匠に類似しているか否かを判断する「類否判断」を行う際に、物品の内部形態を考慮すべきか否かについて判断した知的財産高等裁判所の平成20年1月31日の判決「発光ダイオード付き商品陳列台事件」を紹介します。

もし内部形態を考慮するならば、対比する意匠の内部形態に相違点があると双方の意匠は類似しないという結論につながりますから、類否判断に大きな影響を与えることになります。

### 3. この事件のあらすじ

簡単に、この事件の「あらすじ」をお話しします。

原告であるX社は、意匠に係る物品を「発光ダイオード付き商品陳列台」とする意匠登録第1194646号（X登録意匠）の意匠権者です。

X社は、X登録意匠について、平成14年12月13日、特許庁に意匠登録出願を行ったところ、翌年11月28日に意匠権の設定登録を受けました。

一方、訴外A社は、平成14年4月10日、商品番号「CXDZ-3」に係る発光ダイオード付き商品陳列台（A社陳列台）を含むA社の各種製品を紹介する商品カタログ（A社カタログ）を作成しました。

そして、A社は平成14年4月27日から同年10月25日までの間に、少なくとも、米国、日本、ドイツにある訴外各会社に対して、A社カタログを8部配布しています。

訴外B社は、代表取締役が中国で開催された展示会で訴外C社が展示していたA社陳列台を見たことをきっかけに、平成14年10月ごろにC社との間でA社陳列台などを中国から日本に輸入する契約を締結しました。

C社は平成14年11月に中国から輸入したA社陳列台をB社に送り、B社はその後もA社陳列台の輸入を継続的に行っています。

被告であるY社は、B社の販売代理店であるところ、X登録意匠の存在を知り、特許庁に対してX登録意匠を無効とする審判（本件無効審判）を請求しました。

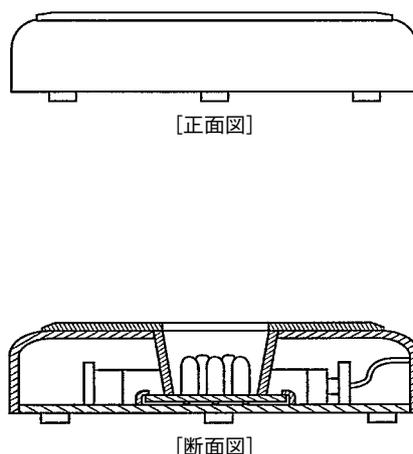
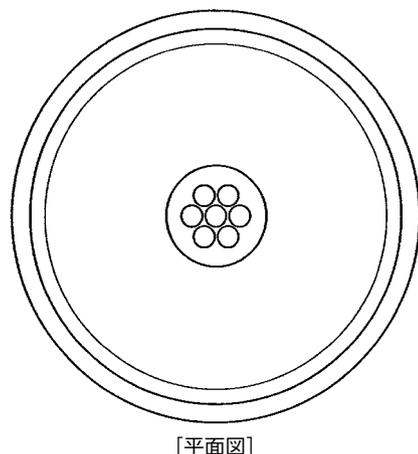
本件無効審判においてY社は、「X登録意匠はA商品陳列台に係る意匠（Y引用意匠）と同一または類似の意匠であるから、意匠法3条1項2号の刊行物公知意匠または同3号の刊行物公知意匠に類似する意匠に該当し、新規性がない」と主張しています。

本件無効審判において特許庁の審判官は、「X登録意匠はY引用意匠に対して、意匠に係る物品が『発光ダイオード付き商品陳列台』と一致しているとともに、その形態においても相違点が両意匠の共通点を凌駕することではなく、共通点は圧倒的であり、両意匠は全体的に美感が共通するとして、X登録意匠はY引用意匠に類似する意匠である」と判断しました。

結論として審判官は、Y社の主張を認め、X登録意匠は、意匠登録出願前に頒布された刊行物に記載された意匠に類似する意匠であるから、意匠法3条1項3号の新規性がないため、これを無効とする審決を下しました。

そこで、X社は本件無効審判を請求したY社を被告として、X登録意匠を無効とする審決を取り消すために東京高等裁判所に提訴した審決取消訴訟（本件審決取消訴訟）がこの事件というわけです。

【X登録意匠】



【Y引用意匠】



X社は、本件審決取消訴訟において、「X登録意匠とY引用意匠は、さまざまな相違点があることから、非類似の意匠である」と主張しています。

今回のレッスンでは、テーマとの関係から、X登録意匠は陳列台本体が内空（内部が空洞）となっているのに対して、Y引用意匠は内空であるか否かが不明な点で違いがあるとするX社の主張の妥当性に焦点を当てましょう。

#### 4. この判決の内容

##### 1. 両意匠の共通点

……X登録意匠と（Y引用意匠に係る）……商品陳列台の写真を対比すると、両意匠は、審決が認定するとおり、「全体を平たい略短円柱状とし、上方円周部をアール状に形成し、頂面に円形展示板を配し、展示板中央に、円形凹部を形成して中に

7個の発光ダイオードを密着させて配置した、光照射用円形窓を形成した基本的態様、そして、具体的な構成態様においては、全体の高さと同径の比率構成、並びに、陳列台本体と円形展示板と光照射用円形窓の直径の比率構成が、共通する。」ことが認められる。

##### 2. X登録意匠の内部形態

Xは、相違点……として、X登録意匠においては、平たい略短円柱状の陳列台本体が内空となっているのに対し、Y引用意匠では内空であるか否かが不明である点で差異がある旨主張する。

確かに、X登録意匠の断面図によれば、X登録意匠において陳列台本体は内空であるが、当該断面図によれば、陳列台本体の内側は、いわゆる閉じられた空間となっており、当該物品を分解しない限り、陳列台本

体が「内空」であることが分からないものである。

##### この判決のポイント

意匠法という「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいうのであるところ、対象となっている物品を分解しなければ見えないような部位は、視覚を通じて美感を起こさせるものとはいえない。

この点について、Xは、意匠法24条には、登録意匠の範囲は、願書及び願書に添付した図面に記載された意匠に基づいて定めなければならないと規定されているから、本体に組み込まれた状態では外部から視認できない部品の意匠であっても登録意匠の範囲に含まれる旨主張する。

しかし、上述したとおり、本体に組み込まれた状態では外部から視認できない部品の意匠は、視覚を通じて美感を起こさせる余地がないのである。

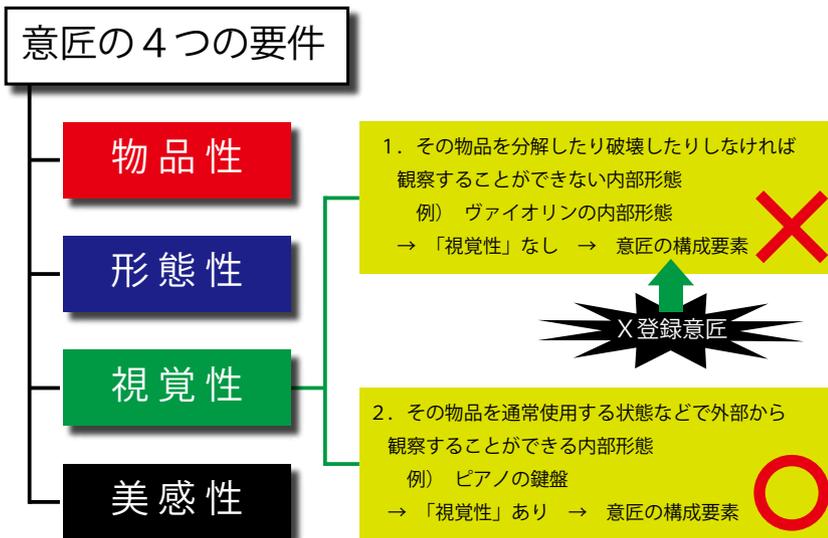
Xの上記主張は、独自の見解であって、当裁判所の採用の限りでない。

##### 3. 結論

したがって、X登録意匠が意匠法3条1項3号に掲げる（刊行物公知意匠に類似する）意匠に該当するとした審決の認定判断に誤りはない。

以上によれば、X主張の取消事由はいずれも理由がなく、Xの請求は棄却を免れない。

【ひと目で分かるこの判決のポイント】





## 5. 実務への指針♪

結論として、X登録意匠において陳列台本体が内空になっている点は、陳列台本体を分解しなければ分からない部分であって、そもそも意匠を構成することができないため、X登録意匠をY引用意匠と類否判断する際に考慮できないということです。

そうすると、X登録意匠は刊行物に記載された意匠であるY引用意匠に類似する意匠なので、新規性がないために意匠登録が無効にされてしまったということですね。

今回の判決には、物品の「内部」のデザインについての意匠法上の取り扱いを明らかにしたという点において、実務上の意義があるのです。

本判決は、「対象となっている物品を分解しなければ見えないような部位は、視覚を通じて美感を起こさせるものとはいえない」と述べています。

例えばヴァイオリンでいえば、修理するときとはかく、購入するときや演奏するときにはヴァイオリンを分解して内部を見ることはないでしょう。

そうすると、ヴァイオリンの内部形態のように、一般に物品の内部形態は意匠を構成する要素にはなりません。したがって、意匠の類否判断を行う際に考慮する必要もないのです。

しかしこの判決は、物品の内部形態はすべて意匠を構成する要素になることはなく、したがって意匠の類否判断

を行う際にいかなる場合も考慮する必要がないとまで述べているわけではありません。

例えばピアノでいえば、鍵盤のふたを開かないでピアノの外側からその内部形態である鍵盤を見ることは、鍵盤のふたが透明なガラスなどでできていない限り、確かに困難です。

しかし、ピアノを購入するときや演奏するときには必ずピアノのふたを開きます。いかにマエストロの私でもピアノのふたを開かずに華麗な(?)演奏を披露するのはさすがに難しいです。

そうすると、ピアノの鍵盤のような物品の内部形態は、その物品を購入するときや使用するときには物品の外側から観察できるので、一般に意匠を構成する要素となります。したがって、意匠の類否判断を行う際に考慮する必要も出てくるわけです。

本判決が述べているように、この事件で問題となった商品陳列台やヴァイオリンの内部形態のように、物品の内部形態でも、その物品を分解したり破壊したりしないと観察できない物品の内部形態は、意匠の要件である視覚性を備えないことから、一般に意匠を構成する要素にはならないのです。

ところで、特許庁に意匠登録出願を行う際には願書と図面などを提出します。図面としては、いわゆる六面図の他に、今回の商品陳列台のように必要があれば断面図などを加えます。

ここで、意匠法24条1項は、登録意匠の範囲は願書の記載と図面に記載された意匠に基づいて定めなければならないと規定しています。

しかし、この判決によれば、いくら断面図に記載されていたとしても、そもそも物品の内部形態は意匠を構成する要素にはならないため、意匠の類否判断の際などに物品の内部形態に特徴があるといった主張は、一般に困難であるということになります。

## 6. おわりに♪

最初に述べたように、意匠法は「視覚を通じて美感を起こさせるもの」を意匠として保護しています。

前回の「小さな物品」のデザインと今回の「物品の内部形態」は、原則として見る者の視覚に訴えることができないため、意匠法では保護の対象にならないことをぜひ知っておいてください。

それでは今回の「物品の内部形態の意匠性」のレッスンはここまでです。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、知的財産の実務に携わりながら、専修大学、神奈川大学の講師も務める。チャイコフスキーのヴァイオリン協奏曲は、パールマンがソリストを務めたオーマンディ指揮・フィラデルフィア管弦楽団版が名盤。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236  
URL : <http://www.ipagent.jp>  
E-mail : [customer@ipagent.jp](mailto:customer@ipagent.jp)